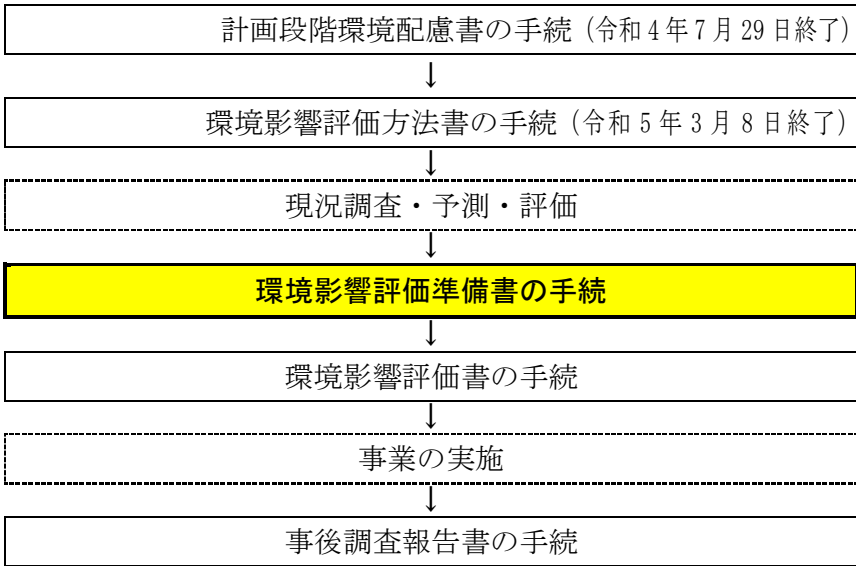


「京都プロジェクト（仮称）」に係る手続の実施状況及び今後のスケジュールについて（第1類事業※）

※ 建築基準法第2条第1号に規定する建築物の新築の事業（建築物の延べ面積が 50,000 ㎡以上であり、かつ、建築物の高さが 31m を超えるものに限る。）

1 京都市環境影響評価等に関する条例による手続の流れ



2 事業アセスメント手続（環境影響評価準備書）

令和6年11月7日	環境影響評価準備書の提出
11月13日	・ 公告 ・ 縦覧開始（環境保全創造課窓口及び事業者ホームページ） ・ 市民意見募集の開始
11月23日	事業者による環境影響評価準備書説明会開催
12月12日	縦覧終了
12月17日	京都市環境影響評価審査会の開催（諮問及び審議）
令和7年1月26日	公聴会の開催（公述人1人）
2月26日	京都市環境影響評価審査会の開催（審議）
4月8日（本日）	京都市環境影響評価審査会の開催（審議及び答申）
以降	・ 答申を基に市長意見を作成し、事業者へ通知 ・ 公告 ・ 縦覧開始（環境政策局環境企画部環境保全創造課）